

部門統括制度実施要領

決 裁 平19. 3.29

最近改正 令7. 3.24

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、部門統括制度要綱（平成19年4月1日局長決。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部門統括の設置)

第2条 要綱第2条の規定に基づき、次のとおり部門統括を設置する。

所 属	定数	所 属	定数
総務部職員課	1名	豊野浄水場（維持管理担当）	2名
柴島浄水場（運転管理担当）	3名	設備保全センター	5名
柴島浄水場（維持管理担当）	4名	東部水道センター	5名
庭窪浄水場（運転管理担当）	1名	西部水道センター	5名
庭窪浄水場（維持管理担当）	2名	南部水道センター	5名
豊野浄水場（運転管理担当）	1名	北部水道センター	5名
計			39名

(部門統括の業務内容)

第3条 部門統括の業務内容は、要綱第5条第2項に定めるもののほか、次のとおりとする。

総務部職員課部門統括

- (1) 作業計画の立案及び実施の補助
- (2) 現場作業の実施及び業務管理
- (3) 研修報告書、業務日誌、体験型研修センター使用状況報告書、資材在庫表、貯蔵品在庫管理表の確認
- (4) 技術研修の講師及び講師補助
- (5) 研修等支援業務
- (6) 他の水道事業体へのPRの補助
- (7) 体験型研修センター維持・運営にかかる業務の設計・積算の補助
- (8) 作業日報等の作成

- (9) 服務規律の指導
- (10) 技能職員の勤怠状況の把握
- (11) 技能職員の技術指導及び実技指導
- (12) 人事評価制度に係る評価に関すること
- (13) その他特命事項

浄水場部門統括（運転管理担当）

- (1) 管理室における設備の点検、設備管理計画の実施及び指揮
- (2) 管理室の引継日誌、業務日誌、点検報告書、修理依頼書等の確認
- (3) 浄水場（設備保全センター）内部門統括会議等への出席及び主担会議の主宰
- (4) 服務規律の指導
- (5) 技能職員の勤怠状況の把握
- (6) 技能職員の技術指導及び実技指導
- (7) 人事評価制度に係る評価に関すること
- (8) その他特命事項

浄水場部門統括（維持管理担当）

- (1) 作業計画の策定への参画
- (2) 現場作業の施工管理
- (3) 作業日報等の作成、作業報告書、修理依頼書等の確認
- (4) 車両の配車及び運行管理
- (5) 浄水場（設備保全センター）内部門統括会議等への出席及び主担会議の主宰
- (6) 服務規律の指導
- (7) 技能職員の勤怠状況の把握
- (8) 技能職員の技術指導及び実技指導
- (9) 作業現場の安全パトロール
- (10) 人事評価制度に係る評価に関すること
- (11) その他特命事項

設備保全センター部門統括

- (1) 作業計画の策定への参画
- (2) 現場作業の施工管理
- (3) 管理室における設備の点検、設備管理計画の実施及び指揮
- (4) 作業日報等の作成並びに作業報告書、管理室の引継日誌、業務日誌、点検報告書及び修理依頼書等の確認
- (5) 車両の配車及び運行管理
- (6) 浄水場（設備保全センター）内部門統括会議等への出席及び主担会議の主宰
- (7) 服務規律の指導
- (8) 技能職員の勤怠状況の把握
- (9) 技能職員の技術指導及び実技指導
- (10) 作業現場の安全パトロール
- (11) 人事評価制度に係る評価に関すること
- (12) その他特命事項

水道センター部門統括

- (1) 洗浄排水、修繕、断水、通水、洗浄計画及び洗浄修繕計画への参画
- (2) 洗浄排水承認書、断水承認書の確認
- (3) 現場作業の進行管理及び作業割付の実施
- (4) 作業日誌の確認
- (5) 維持作業報告書及び請負工事作業報告書の確認
- (6) 統括・主担会議への出席
- (7) 他部局の会議等への参加
- (8) 直営作業及び給水装置に関する承諾書取得に伴う市民対応（地元交渉、苦情処理）
- (9) 断水及びにごりに関するPR等の指導監督
- (10) 服務規律の指導
- (11) 技能職員の勤怠状況の把握
- (12) 技能職員の技術指導及び実技指導
- (13) 作業現場の安全パトロール
- (14) 突発事故発生時の技能職員の指導監督
- (15) 人事評価制度に係る評価に関すること
- (16) その他特命事項

(その他)

第4条 職制の改編又は業務体制の改編が行われた場合には、部門統括についても業務執行体制に即したものに改編するものとする。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。